



## 石垣市監査委員告示第4号

平成25年5月7日付で受理された住民監査請求書については、地方自治法第242条第1項の規定により監査を行ったので、その結果を同条4項の規定により公表する。

平成25年6月11日

石垣市監査委員 池間  
石垣市監査委員 石垣



## 住民監査請求に基づく監査結果

### 第1 監査の請求

#### 1 請求者

請求者 7名・代理人 3名

#### 2 監査請求書の受理

平成 25 年 4 月 16 日付けにて送付され、平成 25 年 4 月 19 日収受し、要件審査を行った結果、地方自治法第 242 条の所定の要件を備えていると認められたので、平成 25 年 5 月 7 日にこれを受理した。

#### 3 請求の要旨

監査請求書及び事実証明書に記載された事項並びに陳述の内容を勘案し、請求の要旨を次のように理解した。

(1) 平成 24 年 5 月 10 日、石垣市教育部学務課は、平成 24 年度中学校教師用教科書（以下「教師用教科書」という。）購入として 172,073 円の支出調書と平成 24 年度中学校指導書（以下「指導書」という。）購入として 9,152,850 円の支出調書を作成し公金の支出を行った。

(2) 平成 23 年度に行なわれた八重山採択地区協議会による協議会規約の改定に始まる一連の事務手続には重大な瑕疵があることから、それに伴う教科書の選定及び答申は違法かつ無効である。

(3) 違法な手続きを経て答申された教科書であることから、無批判に受け入れた石垣市教育委員会による採択は違法かつ無効であり、適法かつ有効に採択された教科書ではないことから、教師用教科書及び指導書についても、その購入根拠は存在せず、違法かつ無効な採択を前提として行なわれた本件公金支出は違法なものである。

#### 4 求める措置

求める措置は下記のとおりである。

(1) 違法な公金支出を行った石垣市長及び石垣市会計管理者に対し、公民の教科書に係る教師用教科書及び指導書の購入金額である 147,432 円について、違法な公金支出相当額として損害賠償を求める。

## 5 監査対象事項

上記の事を住民監査請求書の要旨とし、監査請求対象を以下の通りとした。

- (1) 教師用教科書及び指導書に係る財務会計行為について、違法かつ無効な先行行為を前提とする違法かつ無効な公金支出であるか。

## 第2 監査の実施

### 1 事実関係の調査

- (1) 石垣市教育部学校指導課及び学務課を監査対象部課とし、平成25年5月7日、地方自治法第199条第8項の規定により、関係書類（教科書及び指導書購入に係る一件書類等）の提出を求めた。
- (2) 平成25年5月17日、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求者に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。
- (3) 平成25年5月24日、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、関係職員へ追加の資料提供を求め、事情の聴取を行った。

## 第3 監査の結果

### 1 教師用教科書及び指導書購入の違法性について

- (1) 平成24年4月2日、無償給付が決定した平成24年度教科書に係る教師用教科書及び指導書を購入するため、学務課により、石垣市財務規則第43条に基づき支出負担行為書を作成され、添付書類等についても適正に処理されている。
- (2) 平成24年4月2日、有限会社文教堂と物品購入契約を締結した。市内唯一の教科書取次供給業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約としており、契約の相手が特定されることから石垣市財務規則第110条第1項第1号に基づき1社のみの見積り書が添付されている。また、契約書の内容には石垣市の財政や住民の利益に損害をあたえるような瑕疵は見当たらない。
- (3) 平成24年5月10日、有限会社文教堂より請求書が提出され、物品購入契約に基づき教師用教科書及び指導書が各学校に納品されたことが確認出来たことから、石垣市財務規則第46条第1項に従い支出調書が作成された。各学校からの納品検収書と検査調書及び請求書が添付されており、適正に処理されている。

- (4) 以上の通り、適正な財務会計事務により、教師用教科書購入代金については平成 24 年 5 月 18 日に、指導書購入代金については平成 24 年 5 月 22 日にそれぞれ指定された口座へ入金されていることを確認した。
- (5) 文部科学省の判断により、石垣市教育委員会の採択に沿った無償給付が行なわれており、各学校へも送達されていることから、仮に請求者が主張するような事務手続き上の瑕疵があったとしても、送達された教科書と合致する教師用教科書及び指導書を購入する必要があったと考える。
- (6) 住民監査請求書において、八重山採択地区協議会による教科書の答申に至る事務の手続き上有り瑕疵があるとして、石垣市教育委員会の採択を違法かつ無効とし、採択を前提とした財務会計行為は違法であると指摘しているが、採択自体は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 23 条第 1 項第 6 号の規定に基づき行なわれており、上記のとおり購入根拠も明確に存在していることから、請求者の指摘する事務手続き上の瑕疵が当該財務会計行為に承継されているとは考え難い。

## 2 事務の執行に関する監査について

- (1) 住民監査請求に定めた地方自治法第 242 条第 1 項において、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下、「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するに必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定されている。
- (2) 要約すると、地方自治法第 242 条第 1 項に定められている住民監査請求は、住民が普通地方公共団体の行った財務会計行為について監査を求める手段であり、①公金の支出、②財産の取得、管理若しくは処分、③契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があるとき、

- ④公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があるとき、についてを監査請求の対象として規定している。
- (3) 本住民監査請求の場合、「八重山採択地区協議会による教科書選定に係る事務行為における手続き上の不備」を「石垣市教育委員会が行った財務会計行為」の違法性の根拠としており、請求者は陳述において、「あくまでも（八重山採択地区協議会による）手続き上に不備があった」とした上で、「金額の支出に対しては、不法不当であるということが無い、これは正しいものだと言うようなことで返事をしてもらいたくない」というのが今回の私の陳述の大きな意義です。」と陳述をしていることから、請求者はあくまでも八重山採択地区協議会が行った事務の執行に関する監査を求めているのであって、地方自治法第 242 条第 1 項に定められた財務会計行為に対する監査はその糸口として捉えていることが理解できる。
- (4) 繰り返しになるが、地方自治法第 242 条第 1 項で定められた住民監査請求の監査対象とされているものは、地方自治体の財政や住民の利益への損害につながる「財務会計行為」についてであり、請求者が指摘する「八重山採択地区協議会による教科書の答申までにおける事務手続き上の問題」のような行政事務の執行に関する監査請求については、地方自治法において、別に規定されていることから鑑みて、ひとつの財務会計行為からすべての事務行為について監査を行なえるとの認識は、地方自治法の趣旨から逸脱するものと考える。
- (5) また、当該財務会計行為は、八重山採択地区協議会によって行われた答申に至る一連の事務ではなく、石垣市教育委員会が行った採択を前提として行なわれていると考えられ、その採択自体は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 23 条第 1 項第 6 号の規定に基づき行なわれており、文部科学省の判断により「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」等の関係法規に基づいた無償給付も行なわれていることから適正なものであると考える。
- (6) 以上のことから、住民監査請求によって八重山採択地区協議会により行われた一連の事務の執行についての監査を行うことは、地方自治法の趣旨から鑑みて不適法であると理解できる。

#### 第4 結論

上記のとおり監査を行った結果、請求者が違法性の根拠として主張する八重山採択地区協議会による一連の事務の執行について監査を行うことは、地方自治法 242 条第 1 項において、財務会計行為についての監査として定められた住民監査請求の趣旨から外れており、不適法であると考えられる。また、財務会計行為については適正に処理されており、文部科学省の判断により無償給付が行なわれていることから、学校に送達された教科書と合致する教師用教科書及び指導書を購入する必要があり、購入根拠は存在していると考えられ、違法性は見当たらない。

よって本請求には、地方自治法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求としての理由がないものとして、求める措置はこれを認めず、棄却とする。